

37/63 国際の平和および協力の促進における女性の参画に関する宣言

総会は、

国際連合憲章が、男性と女性の平等権への約束を再確認し、寛容を実践し良き隣人としてお互いに平和のうちに共に生きる国際連合の人々の決意を表明していることを考慮し、

また、世界人権宣言が、人類の家族の全ての構成員の、生まれながらの尊厳と平等かつ不可侵の権利の認識は、世界における自由、正義および平和の基礎であることと鮮明していることを考慮し、

さらに、国際人権規約が、全ての経済的、社会的、文化的、市民的および政治的権利の享受について男性および女性の平等の権利を規定していることを考慮し、

国際連合女性の10年の目的：平等、開発および平和を再確認し、

あらゆる形態の差別を撤廃し男性および女性の平等の権利を促進することを意図した、国際連合および専門機関並びに国際会議の決議、宣言、条約、計画および勧告を考慮し、

1975年、女性の平等および開発と平和に対する彼女たちの貢献に関するメキシコ宣言が、女性が生活の全ての領域：家族、共同体、国家および世界において、平和の促進に果たす重要な役割を担うと述べていることを想起し、

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約が、女性に対する差別は権利の平等原則および人間の尊厳の尊重に違反し、それが、自らの国で男性と対等に政治的、社会的、経済的および文化的生活に参加することの障害、また自らの国および人類に対する彼女たちの奉仕における女性の可能性の完全な発展をより困難にしていることを宣言していることを想起し、

また女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約が、国際の平和と安全の強化、国際的な緊張の緩和、社会的および経済的制度にかかわらず全ての国家間の相互協力、一般的かつ完全な軍縮、とりわけ厳格かつ効果的な国際的な管理の下での核軍縮、国家間の関係における正義、平等および相互利益の原則の確認、さらには自決と独立に対する外国のまた植民地の支配並びに外国の占領の下での民族の権利の実現、国家主権と領土保全の尊重、社会の進展および発展を促進し、またその結果として、男性と女性の完全な平等の達成に貢献することを確認していることを想起し、

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約が締約国に対して、政治、経済的
活動、法、雇用、教育、医療ケアおよび家庭での関係を含む、人間の努力の全ての分野に
おいてまたあらゆる形態において、女性に対する差別を撤廃するために全ての適切な措置
を取ることを義務付けていることを認識し、

男性と女性の平等達成に向けた進展にもかかわらず、女性に対する多大な差別が存在し
続け、それにより国際的な平和および協力の促進における女性の積極的な参加が損なわれ
ていることに留意し、

しかしながら、国際の平和および協力の促進、植民地主義、アパルトヘイト、あらゆる
形態の民族主義と人種差別、外国の侵略と占領またあらゆる形態の外国支配に対する闘い
に向けて、また人権および基本的自由の制限ないかつ効果的な享受に向けて女性が行って
きた貢献を歓迎し、

また、国際的な経済関係の正義に適った再構築および新国際経済秩序の達成に向けての
女性の貢献を歓迎し、

これら分野において、女性が重要かつますます増加する役割を担うことを確信し、

本決議の添付資料に定められた、国際の平和および協力の促進における女性の参加に関
する宣言を莊嚴に宣言する。

第 90 回本会議
1982 年 12 月 3 日

添付資料

国際の平和および協力の促進における女性の参加に関する宣言

第 I 部

第 1 条

女性と男性は、国際の平和および協力への貢献において等しくかつ重要な利益を有する。
この目的のために、女性は男性と平等な立場で、経済的、社会的、文化的、市民的および
政治的事項に参加する権利を行使できなければならない。

第 2 条

社会の経済的、社会的、文化的、市民的および政治的事項における、また国際の平和お

よび協力を促進する努力における女性の完全な参加は、家族や社会全体における男性と女性の間、釣り合いのとれたまた平等な役割の分配に拠る。

第3条

社会の経済的、社会的、文化的、市民的および政治的事項における女性の参加の増加は、国際の平和および協力に貢献する。

第4条

女性および男性の権利の完全な享受並びに国際の平和および協力の促進における女性の完全な参加は、アパルトヘイトの、あらゆる形態の民族主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領や支配、並びに国家の内政事項への干渉の、撲滅に貢献する。

第5条

女性が、男性と平等な基盤に基づいて、世界の平和並びに経済的および社会的進展を確実とした国際協力を促進する国内のまた国際的な取組に貢献できるように、国際関係の領域における女性の参加の水準を増加させる特別の国内のまた国際的な措置が必要である。

第II部

第6条

家庭の領域および社会全体において、男性と女性の間、釣り合いのとれたおよび平等な役割分配を通じて、社会における経済的、社会的、文化的、市民的および政治的事項における女性の平等な参加を確実とすることによって、また意思決定過程に参加する女性のために平等な機会を提供することによって、国際の平和および協力を促進することへの女性の参加に関する国内のまた国際的な取組を強化するために、全ての適切な措置が取られるものとする。

第7条

国際の平和および協力を促進することへの、また他の重大な国内のおよび国際的な問題を解決することへの、女性の関与を深める目的で、国内のまた国際的な水準での経験の交換を促進するために、全ての適切な措置が取られるものとする。

第8条

国際の平和および協力を促進することへの、また他の重大な国内のおよび国際的な問題を解決することへの、女性の責任および積極的な参加について公表するために、国内のまた国際的な水準で全ての適切な措置が取られるものとする。

第9条

アパルトヘイト、あらゆる形態の民族主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領や支配並びに他の全ての人権侵害など、大規模かつ重大な人権侵害の犠牲者である女性を結束させまた支援するために、全ての適切な措置が取られるものとする。

第10条

国際の平和および協力を促進することへの女性の参加に賛辞を呈するために、全ての適切な措置が取られるものとする。

第11条

国際の平和および安全の強化、民族間の友好関係の進展並びに国家間協力の促進に関連する非政府および政府間機構に参加することを女性に奨励するために、全ての適切な措置が取られるものとし、またこの目的のために、人種、政治的または宗教上の信念、言語若しくは民族的出身にかかわらず、思想、良心、表現、集会、結社、通報および移動の自由が効果的に保証されるものとする。

第12条

国際の平和および協力、経済発展と社会の進展を促進することへの女性の効果的な参加のための実践的な機会を提供するために、全ての適切な措置が取られるものとする。その目的のために以下のものが含まれる：

- (a) 政府および非政府の活動への女性の平等な代表の促進；
- (b) 外交的公務に入る女性の機会の平等の促進；
- (c) 国内、地域あるいは国際的な会合への代表団の構成員として、男性と平等な基盤に基づく、女性の任命あるいは指名；
- (d) 国際連合憲章第101条に従って、国際連合および専門機関の事務局における全ての水準での女性の雇用増加の支援。

第13条

上記に言及された活動における女性の効果的な参加を確実にするために、男性と平等な基盤に基づいて、女性の権利の十分な法的保護を確立するために、全ての適切な措置が取られるものとする。

第14条

政府、非政府および国際連合と専門機関を含む国際機構並びに個人は、本宣言に定めら

れた原則の実施を促進するために自らの権限をすべて用いて行うことが促される。